

科目名	物権法Ⅱ Civil Law: Real Rights and Securities II						
科目担当者	宮田 浩史 MIYATA Hiroshi						
単位数	2	配当年次	2年	授業形態	講義	開講学期	後期
履修学部・学科 [区分]	法学部・法律学科 [専門教育科目 専門科目]					ディプロマポリシーとの関連	(3)(4)
授業の概要	<p>抵当権を始めとする担保物権についての理解は、銀行などの金融機関では必要不可欠とされます。そのため、理論的な面からの理解はもちろんのこと、実社会でどのように利用され、どのような課題があるのかを学ぶことが重要となります。物権法Ⅰに引き続いて、民法の基本的事項を継続して学びたいという学生に興味の持てる授業にしたいと考えています。できるだけ受講生が主体的に担保物権法における法的思考を体験できるよう、各自がノートPCを持参して双方向的な授業を実施する予定です。</p>						
授業の到達目標	<p>①担保物権全般につき基本的な理解を会得し、各種担保物権の違いをイメージできる。 ②各種担保物権の特長を理解し、実社会での利用を想定しつつ考察を深めることができる。 ③具体的なケースについて、事実を法的に分析し論理を自ら考えられる。 ④地域のまちづくりのベースにある権利関係について、自ら考え、分析できるようになる。 ⑤ノートPCを用いて情報収集及び双方向的なやりとりができる。</p>						
授業計画・内容	1	担保とは何か、約定担保物権と法定担保物権について					
	2	担保物権の基本的原則					
	3	担保物権の種類と効力について①（民法上の担保物権の概要）					
	4	担保物権の種類と効力について②（民法上の担保物権の効果等の比較）					
	5	事例演習①					
	6	抵当権とは					
	7	抵当権に関する原則・機能					
	8	抵当権の設定（具体的事例を踏まえて）					
	9	抵当権の効力①（抵当権があると何ができるのか）					
	10	抵当権の効力②（抵当権の及ぶ範囲）					
	11	抵当権の効力③（物上代位等）					
	12	抵当権と第三者との関係①（賃貸借関係等）					
	13	抵当権と第三者との関係②（法定地上権等）					
	14	非典型担保について考えてみよう					
	15	まとめ					
授業外学修 (事前学修)	授業は連続性があるので、事前の学修としては、前回の範囲を復習し（60分程度）、教科書等該当ページを読む（60分程度）と良いでしょう（毎週計2時間）						
授業外学修 (事後学修)	事後の学修としては、Googleドライブ上の文書について、色をつけたところを中心に授業後すぐに確認しメモをとるなど疑問点を明らかにし（60分程度）、参考図書や六法等を参考に、具体例を考えたり授業の中で触れた問題等を解く（60分程度）ことが望ましいです（毎週計2時間）。						
成績評価方法・ 評価比率・到達 目標との対応	成績評価方法					評価比率	到達目標との対応
	<p>評価試験（定期試験の実施が基本） ※習熟スピードなどをみて、小テストや課題提出を求める可能性もある。その場合には、以下の成績評価となる。 評価試験；80%、小テスト及び課題の評価点；20% ※評価方法が変わる場合には、別途全体に連絡します。</p>					100%	①②③④⑤
成績評価基準	<p>秀：（評点90点以上）到達目標を極めて高い水準で達成している場合 優：（評点80点～89点）到達目標を高い水準で達成している場合 良：（評点70点～79点）到達目標を一定の水準で達成している場合 可：（評点60点～69点）到達目標を最低限の水準で達成している場合 不可：（評点60点未満）到達目標に達していない場合</p>						
教科書	嵯峨野書院出版『物権担保物権法（スタンダード民法Ⅱ）第2版』						
参考文献	ポケット六法（令和6年度版）						
その他	授業中に常時ノートPCを利用するので、授業の際、各自パソコンを持参するのが望ましい						